

平成
30年

夏の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

ふくしまから
はじめよう。
Future From Fukushima.

期間 7月16日(月)から7月25日(水)までの10日間

ぶつかるよ
ながら運転
はもはや

運動のスローガン



平成二十九年年度「シルバーメール作戦」
本宮市立白岩小学校三年生の作品

みんながね
ルール守れば
ほら笑顔

年間スローガン

運動の
重点

- 1 子供と高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の交通事故防止(特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底)
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶



主唱 福島県・福島県交通対策協議会



運動の重点1 子供と高齢者の交通事故防止

◆子供の交通事故被害状況（平成30年5月31日現在）



子供の死傷者数は、死者0人(前年比±0人)、傷者119人(前年比-7人)でした。

特に、自動車同乗中にケガをしている子供が最も多く、ケガをした子供のうち80人(70.5%)に上っていました。

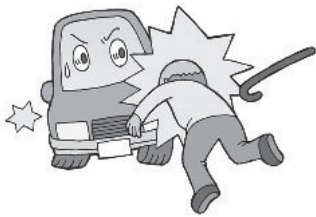


子供が交通事故にあわないためには

- 子供を車に同乗させたら、必ずシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させましょう。
- 通学路や自宅周辺での交通事故の発生状況など、身近な交通事故の実態を家庭内で話し合ったり、子供と一緒に近所を歩いて危険箇所を把握するなどして、交通安全意識を高めましょう。
- 道路を横断する時は、「止まる・見る・待つ」の正しい道路横断を習慣づけて、急な飛び出しは絶対にやめましょう。
- 運転者は、子供を見掛けたら速度を落とし、急な飛び出しなど危険を予測した安全運転に努めましょう。(特に、通学路や生活道路はスピードを落として安全に走行しましょう。)



◆高齢者の交通事故状況（平成30年5月31日現在）



高齢者の死傷者数は、死者19人(前年比+6人)、傷者392人(前年比-44人)で、高齢死者の割合は全死者の65.5%を占めました。

高齢死者19人のうち、自動車運転中(10人 前年比+5人)と歩行中(6人 前年比+2人)の被害が多く発生しています。

また、高齢運転者が起こした交通死亡事故は13件(前年比+7件)で、うち単独事故が4件、追突事故が3件発生しています。

高齢者の交通事故を防ぐには

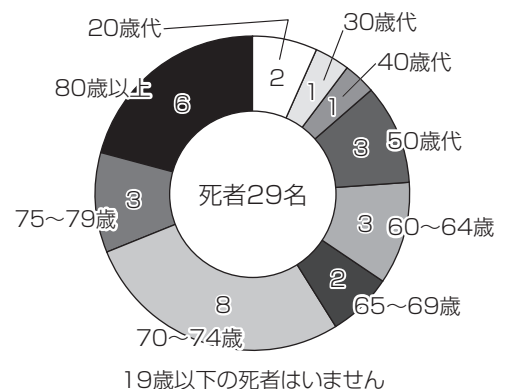


- 運転者は、高齢者や高齢運転者マークを付けた車両を見掛けたら速度を落とし、「目配り」「気配り」「思いやり」のある運転に努めましょう。
- 高齢者は、道路を横断する時、急な飛び出し、無理な横断をせず、「止まる・見る・待つ」を実践し、正しい道路横断を習慣づけましょう。
- 夕暮れ時や夜間の不要な外出をなるべく控えましょう。夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装や反射材用品などを活用しましょう。

高齢運転者の交通事故を防ぐには

- 高齢運転者は、前方や周囲を十分に確認するなど安全運転を徹底し、特にカーブや交差点などでは事故が多いので注意しましょう。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室などに積極的に参加し、加齢などに伴う身体機能の変化が及ぼす影響を認識し、安全運転を行いましょ。
- 70歳以上の方は、高齢者マークを車に表示しましょう。
- 運転に不安を感じたり、自信がなくなったという方は、運転適性相談窓口などを活用したり、家族と話し合うなどして運転免許証の自主返納について考えましょう。

死者の年齢別
(平成30年5月31日現在)



運動の重点2 自転車の交通事故防止(特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底)



絶対に飛び出さない!!

交差点を通過したり、道路を横断するときは、急に飛び出したり、無理な横断をしたりせず、必ず前後左右を確認してから安全に横断しましょう。

ながら運転はやめましょう!!

スマートフォンの画面に夢中になっていると、周りが見えなくなり、交通事故に遭うだけでなく、交通事故の加害者となる危険性があります。

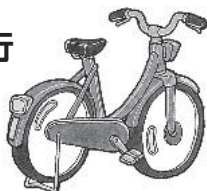


○「福島県自転車安全利用五則」を守りましょう!

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯・反射材着装
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止

5 被害軽減のためヘルメット着用を努める



自転車乗用中の死傷者数 (平成30年5月31日現在)

死者数	2人(前年比 ±0人)
傷者数	164人(前年比 -52人)

※死傷者166人中97人が交通違反



ライトやブレーキ、タイヤなどの点検整備を行い、自転車を安全な状態で利用するとともに、被害者救済に資する各種保険に加入しましょう。

<自転車運転者講習受講制度>

自転車運転中の被害・加害の事故が多発していることから、平成27年6月1日から危険行為を反復する人に「自転車運転者講習の義務」が課せられることになりました。

危険行為を反復(3年に2回以上) → 受講命令 → 講習の受講(受講料6,000円) → 受講命令違反(5万円以下の罰金)

運動の重点3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○シートベルトは家族を守る命綱

以下表のとおり、四輪自動車の交通事故死者は17人です。

非着用者は6人で、うち3人がシートベルトを着用していれば、救命効果があったと思われます。



平成30年5月31日現在

区分	着用者数	着用率	非着用者数	非着用者数のうち着用効果有	効果率
運転席	10	66.7%	5	3	60.0%
助手席	1	100%	0	0	0.0%
後部席等	0	0.0%	1	0	0.0%
合計	11	64.7%	6	3	50.0%

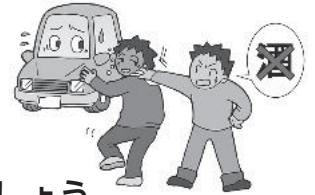
- 運転席、助手席はもちろん、後部座席もしっかり着用しましょう!
- 子供の命を守るため、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう!
- 観光などで、高速バスやタクシーに乗車する際も、必ずシートベルトを着用しましょう!

運動の重点4 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

○飲酒運転による事故の発生状況（平成30年5月31日現在）

飲酒運転による人身事故は、発生件数31件（前年比-7件）、死者4人（前年比+3人）、傷者41人（前年比-9人）となっております。

また、物損事故は、発生件数147件（前年比+10件）となっております。



飲酒運転を防止するには

「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない。」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

- 飲酒場所には、車を持ち込まないようにしましょう。
- 「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。
- アルコールチェッカーを活用し、二日酔い運転も絶対にやめましょう。
- 自転車も車両であることを認識し、自転車の飲酒運転も絶対にやめましょう。



ハンドルキーパー運動とは

「自動車仲間と飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という運動

○交通ルール・マナーを守りましょう！

無免許運転や速度超過などは、重大事故につながる悪質な行為です。

また、運転中の携帯電話の使用、カーナビ操作やテレビ視聴などの「ながら運転」も大変危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

行楽・帰省などによる長距離運転は、無理のない計画を立て、十分な睡眠やこまめに休憩を取るなどして、過労運転にならないように注意しましょう。

一人一人が交通ルール・マナーを守って、楽しい夏休みを過ごしましょう！

あおり運転等は絶対にダメ！

～なくそう！あおり運転・みだりな車線変更・急な割り込み・無理な追い越し・幅寄せ！！～

あおり運転などは、重大交通事故につながる悪質・危険な行為で、車間距離保持義務違反、急ブレーキ禁止違反などの道路交通法違反のほか、危険運転致死傷罪や暴行罪に該当する場合があります。

また、あおり運転等を行った者は、交通事故を起こしていなくても、将来、事故を起こす可能性が高いと認められ、免許停止になる場合があります。

車を運転する際は、車間距離を十分保ち、前の車をあおったり、無理な進路変更や追い越しなどは絶対にやめましょう。

ドライバー一人一人が、ゆとりを持って、思いやり・ゆずり合いの気持ちで安全運転を心掛けましょう。

思いやり・ゆずり合い運転のポイント

- ・危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離を取って運転しましょう。
- ・進路変更する際は、バックミラーや目視で安全を確認してから変更しましょう。
- ・時間に余裕を持った計画的な運転を心掛けましょう。
- ・こまめに休憩を取って、集中力を保ちましょう。
- ・特に仕事で車を使うドライバーの方は、他のドライバーの模範となるような運転を心掛けましょう。



あおられたりして危険を感じた場合は、サービスエリアなど、安全な場所に避難して、ためらうことなく110番通報してください。